国 海 産 第 751 号
平成 31 年３月 25 日
（一部改正）令和元年 11 月 30 日
（一部改正）令和３年１月１日
（一部改正）令和５年５月 30 日
（一部改正）令和６年３月 29 日
（一部改正）令和６年５月 17 日
（一部改正）令和６年９月 13 日
（一部改正）令和８年８月 24 日

# 造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領

## 第１　趣旨

この要領は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（令和８年国土交通省告示第 440 号）第１条に規定する「造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き及び同告示第２条第１号に規定する「造船・舶用工業分野に係る分野別協議会」（以下「育成就労協議会」という。）の構成員になるための手続き並びに出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情を鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 359 号）第２条第１号に規定する「造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き及び同告示第２条第２号に規定する「造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会」（以下「特定技能協議会」という。）の構成員になるための手続き（同告示第２条第５号の規定に基づき、登録支援機関が特定技能協議会の構成員になるための手続きを含む。）に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

＜「造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き＞

## 第２　造船・舶用工業分野に係る事業を営む者

造船・舶用工業分野に係る事業を営む者（以下「造船・舶用工業事業者」という。）は以下のいずれかに該当する者とする。

（１）造船業

①　造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第５条第１項第１号又は第２号の届出を行っている者

②　小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第４条の登録を受けている者

③　上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者

（２）舶用工業（（１）に該当する者を除く。）

①　造船法第５条第１項第３号又は第４号の届出を行っている者

② 船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）第６条の２の事業場の認定を受けている者
③ 船舶安全法第６条の３の整備規程の認可を受けている者
④ 船舶安全法第６条の３の事業場の認定を受けている者
⑤ 船舶安全法第６条の４の整備規程の認可を受けている者
⑥ 船舶安全法第６条の４の事業場の認定を受けている者
⑦ 船舶安全法第６条の５の型式承認を受けている者
⑧ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の規定に基づき、上記②から④まで及び⑦に相当する制度の適用を受けている者
⑨ 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 30 条第１項の規定に基づき、部門記号Ｆに分類される鉱工業品に係る日本産業規格について登録を受けた者の認証を受けている者
⑩ 船舶安全法第２条第１項に掲げる事項に係る物件（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者
⑪ 造船造機統計調査規則（昭和 25 年運輸省令第 14 号）第５条第２号に規定する船舶用機関又は船舶用品（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者であって同規則に基づき調査票の提出を行っているもの
⑫ 上記以外で、①から⑪までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者

第３　造船・舶用工業事業者の確認申請手続き

造船・舶用工業事業者であることの確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第１号の造船・舶用工業事業者の確認申請書（以下「確認申請書」という。）に必要事項を記載の上、国土交通省海事局船舶産業課長（以下「船舶産業課長」という。）に提出するものとする。

２　前項の確認申請書には、登記事項証明書を添付するものとする。また、第２（１）③又は（２）⑩若しくは⑫のいずれかに該当する者は、当該項目に該当することを証明する書類を添付するものとする。

【添付書類】

・第２（１）③に該当する者の場合

- 確認申請者と造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者（以下「造船事業者」という。）との間で申請日前１年以内に締結された船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し又は同等の書類（数次の請負契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあっては、造船事業者から確認申請者に至るまでの各請負契約書の写し又は同等の書類。ただし、確認申請者とその直接の発注事業者との間で締結された請負契約書の写し又は同等の書類を除き、申請日前１年以内に締結されたものに限らない。）
- 確認申請者と造船事業者の間で申請日前１年以内に締結された請負契約書又は同等の書類がない場合にあっては、申請日前１年以内に作成された造船事業者から確認申請者に至るまでの注文書（注文書が作成されていない場合にあっては、請求書、納品書又は同等の書類）
- 造船事業者から確認申請者に至るまでの請負契約書の写し、注文書、請求書、納品書又は同等の書類がない場合にあっては、その理由を説明する書類

・第２（２）⑩又は⑫に該当する者の場合

- 確認申請者と造船事業者又は第２（２）に該当する者（第２（１）及び（２）⑩に該当する者を除く。）に該当する者（以下「造船事業者等」という。）との間で申請日前１年以内に締結された

製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）に係る売買契約書の写し又は同等の書類（数次の売買契約により、製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）の供給を行っている場合にあっては、造船事業者等から確認申請者に至るまでの各売買契約書の写し又は同等の書類。ただし、確認申請者とその直接の発注事業者との間で締結された売買契約書の写し又は同等の書類を除き、申請日前１年以内に締結されたものに限らない。）

- 確認申請者と造船事業者等の間で申請日前１年以内に締結された売買契約書又は同等の書類がない場合にあっては、申請日前１年以内に作成された造船事業者等から確認申請者に至るまでの注文書（注文書が作成されていない場合にあっては、請求書、納品書又は同等の書類）
- 造船事業者等から確認申請者に至るまでの売買契約書の写し、注文書、請求書、納品書又は同等の書類が締結されていない場合にあっては、その理由を説明する書類
- 確認申請者が現に第２（２）⑩又は⑫に規定する事業を営んでいることがわかる定款の写し又は有価証券報告書

第４　造船・舶用工業事業者の確認通知書の交付

船舶産業課長は、第３の規定に基づく確認申請書の提出があり、確認申請者が造船・舶用工業事業者であることを確認した場合にあっては、当該確認申請者に対して、様式第２号の造船・舶用工業事業者の確認通知書（以下「確認通知書」という。）を交付するものとする。なお、確認通知書の有効期間は、確認通知書に記載する確認年月日から起算して５年とする。

第５　確認通知書の有効期間の更新

第４に規定する確認通知書を交付された造船・舶用工業事業者が、確認通知書に記載する有効期間の更新を希望する場合にあっては、当該確認通知書の有効期間満了日の６ヶ月前から有効期間満了日の前日までに様式第３号の確認通知書更新届出書を船舶産業課長に届け出るものとする。

２　前項の規定に基づく届出に係る新たな有効期間は、確認通知書に記載されている有効期間満了日の翌日から起算して５年とする。なお、２回目以降の更新届出に係る有効期間は、前回の更新届出書に記載された有効期間満了日の翌日から起算して５年とする。

３　第１項の届出書には、船舶産業課長から交付された確認通知書の写しを添付するものとする。また、第２（１）③又は（２）⑩若しくは⑫の分類で確認通知書を交付された造船・舶用工業事業者については、第３第２項に規定する第２（１）③又は（２）⑩若しくは⑫の項目に該当することを証明する書類を添付するものとする。

４　船舶産業課長は、第１項の届出書を受理した場合にあっては、届け出た事業者に対して、受理印を押印した当該届出書の写しを返送するものとする。

第６　確認通知書の記載事項に係る変更申請等

第４に規定する確認通知書を交付された造船・舶用工業事業者は、確認通知書に記載する事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく、様式第４号の造船・舶用工業事業者の確認（変更）申請書を船舶産業課長に提出するものとする。なお、確認申請書に記載する連絡先に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく、船舶産業課長に連絡するものとする。

２　前項の申請書には、変更した内容を証明する書類を添付するものとする。

３　船舶産業課長は、第１項の規定に基づく変更申請をした造船・舶用工業事業者に対して、当該変更申請

に係る内容について、様式第５号の造船・舶用工業事業者の確認（変更）通知書を交付するものとする。

４　船舶産業課長は、第１項の変更申請をした造船・舶用工業事業者が第９に規定する様式第８号の２の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入通知書又は様式第８号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書の交付を受けている場合にあっては、当該変更申請に係る内容について、様式第９号の２の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入（変更）通知書又は様式第９号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書を交付するものとする。

第７　造船・舶用工業事業者でなくなるときの手続き等

第４に規定する確認通知書を交付された造船・舶用工業事業者が、造船・舶用工業分野に係る事業を廃止又は育成就労外国人若しくは特定技能外国人の受入れが終了する等により造船・舶用工業事業者でなくなる場合にあっては、様式第６号の造船・舶用工業事業者でなくなる旨の届出書を船舶産業課長に届け出るものとする。

２　船舶産業課長は、前項の届出書を受理した場合にあっては、届け出た事業者に対して、受理印を押印した当該届出書の写しを返送するものとする。

３　船舶産業課長は、第１項の規定に基づく届出をした造船・舶用工業事業者が第９に規定する造船・舶用工業事業者に係る加入通知書の交付を受けている場合にあっては、当該届出をもって当該事業者を育成就労協議会又は特定技能協議会から退会させ、当該事業者に対して、様式第 16 号の２の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の退会通知書又は様式第 16 号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会通知書を交付するものとする。なお、これらの退会通知書を交付された者が育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員の資格を喪失する日は、退会通知書に記載されている協議会構成員の資格喪失年月日とする（第 14 第４項の規定に基づき退会通知書を交付された場合について同じ）。

＜育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員になるための手続き＞

第８　造船・舶用工業事業者が育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員となるための申請手続き

第４の規定に基づく確認通知書を交付された者であって、育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員となろうとする者（以下「協議会加入申請事業者」という。）は、様式第７号の２の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入申請書又は様式第７号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書に必要事項を記載の上、船舶産業課長に提出するものとする。なお、これらの加入申請書は、第３の規定に基づく確認申請書と同時に提出することができる。

第９　造船・舶用工業事業者に係る加入通知書の交付

船舶産業課長は、第８の規定に基づく加入申請書の提出があり、協議会加入申請事業者が造船・舶用工業事業者であることを確認した場合にあっては、当該協議会加入申請事業者を育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員とし、当該協議会加入申請事業者に対して、様式第８号の２の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入通知書又は様式第８号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する加入通知書を交付するものとする。

第 10　造船・舶用工業事業者が育成就労外国人又は特定技能外国人を受入れた場合の受入れ状況報告

第９の規定に基づき加入通知書を交付された者について、当該者が育成就労外国人又は特定技能外国人を受入れた場合は、受入れを開始する月から終了する月までの間、６月末、９月末、12 月末、３月末時点における育成就労外国人又は特定技能外国人の受入れ状況について、翌月 15 日までに様式第 10 号の２の造船・舶用工業事業者育成就労外国人受入れ状況報告又は様式第 10 号の造船・舶用工業事業者特定技能外国人受入れ状況報告に必要事項を記載し、船舶産業課長に提出するものとする。

第 11　登録支援機関が特定技能協議会の構成員となるための申請手続き

登録支援機関であって、特定技能協議会の構成員となろうとする者（以下「協議会加入申請登録支援機関」という。）は、様式第 11 号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書に必要事項を記載し、登記事項証明書及び登録支援機関であることを証明する書類を添付の上、船舶産業課長に提出するものとする。

第 12　登録支援機関に係る加入通知書の交付

船舶産業課長は、第 11 の規定に基づく加入申請書の提出があり、協議会加入申請登録支援機関が第９の規定に基づく加入通知書を交付された造船・舶用工業事業者と委託契約を締結している（又は締結する予定である）ことを確認した場合にあっては、当該協議会加入申請登録支援機関を特定技能協議会の構成員とし、当該協議会加入申請登録支援機関に対して、様式第 12 号の造船・舶用工業分野に係る特定技能協議会の加入通知書を交付するものとする。

第 13　加入通知書の記載事項に係る変更申請等

第 12 の規定に基づく加入通知書を交付された登録支援機関は、加入通知書に記載する事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく、様式第 13 号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書を船舶産業課長に提出するものとする。なお、様式第 12 号の加入通知書に記載する連絡先に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく、船舶産業課長に連絡するものとする。

２　前項の申請書には、変更した内容を証明する書類を添付するものとする。

３　船舶産業課長は、第１項の規定に基づく変更申請をした登録支援機関に対して、当該変更申請に係る内容について、様式第 14 号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書を交付するものとする。

第 14　育成就労協議会又は特定技能協議会を退会するための手続き等

育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員であって、育成就労協議会又は特定技能協議会を退会しようとする者（以下「退会届出者」という。）は、様式第 15 号の２の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の退会届出書又は様式第 15 号の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会届出書に必要事項を記載の上、船舶産業課長に届け出るものとする。この場合にあっては、船舶産業課長は、当該退会届出者については育成就労協議会又は特定技能協議会から退会したものとみなし、当該退会届出者に対して、受理印を押印した当該退会届出書の写しを返送するものとする。なお、退会届出者が育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員の資格を喪失する日は、船舶産業課長が退会届出書を受理した日とする。

２　前項の規定に基づく届出をした時点において、確認通知書又は加入通知書に記載する事項に変更が生じている場合にあっては、当該変更に係る内容について、退会届出書に記載し、変更に係る内容を証明する書類を添付するものとする。

３　船舶産業課長は、第１項の規定にかかわらず、交付された確認通知書（第５に規定する確認通知書の有効期間の更新をした者については、確認通知書更新届出書）の有効期間満了日が経過し、かつ、船舶産業課長と連絡がとれない又は船舶産業課長の連絡に対して適切に対応しない造船・舶用工業事業者については、育成就労協議会又は特定技能協議会から退会したものとみなすことができる。

４　船舶産業課長は、育成就労協議会又は特定技能協議会の決議を踏まえ、必要があると認められる場合は、育成就労協議会又は特定技能協議会の構成員であって、構成員の遵守事項に従わないと認められる者を、育成就労協議会又は特定技能協議会から退会させることができる。この場合にあっては、船舶産業課長は、当該者に対して、様式第 16 号の２の造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会通知書又は様式第 16 号の造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の退会通知書を交付するものとする。

＜通知等の留意事項＞

第 15　通知等の留意事項

本事務取扱要領の規定により、船舶産業課長が造船・舶用工業事業者又は登録支援機関に対して、通知書を交付する場合にあっては、郵送により行うものとする。

２　本事務取扱要領の規定により、造船・舶用工業事業者又は登録支援機関が届出書を船舶産業課長に届け出る場合にあっては、原則として電子メールにより行うものとする。

３　本事務取扱要領の規定により、船舶産業課長が造船・舶用工業事業者又は登録支援機関に対して、受理印を押印した届出書の写しを返送する場合にあっては、原則として電子メールにより行うものとする。

＜経過措置＞

改正附則（令和８年８月 24 日）

この改正の施行前に交付された確認通知書及び加入通知書については、なお従前の例による。

様式第１号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

# 造船・舶用工業事業者の確認申請書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領（以下「要領」という。）第３の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　造船・舶用工業事業者の分類（要領第２から選択。複数該当する場合は、主な分類とそれ以外の分類に分けて記載。）
分類：

２　１に記載した事業の具体的な内容

３　添付書類（要領第２（１）③又は（２）⑩若しくは⑫のいずれかに該当する者のみ。）

４　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第２号

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業事業者の確認通知書

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・舶用工業事業者の確認申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第３の規定に基づき確認したので、下記のとおり通知します。

記

１　造船・舶用工業事業者番号

２　造船・舶用工業事業者の名称

３　住所

４　代表者

５　造船・舶用工業事業者の分類

６　確認年月日

７　有効期間満了日

様式第３号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

確認通知書更新届出書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第５の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　造船・舶用工業事業者番号

２　造船・舶用工業事業者の名称

３　住所

４　代表者

５　造船・舶用工業事業者の分類

６　確認年月日

７　更新後の有効期間満了日

８　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第４号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業事業者の確認（変更）申請書
（造船・舶用工業事業者用）

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第６第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（変更内容）

| 変更後 | 変更前 | 変更が生じた日 |
|---|---|---|
| | | |

様式第５号

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業事業者の確認（変更）通知書
（造船・舶用工業事業者用）

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・舶用工業事業者の確認（変更）申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第６第３項の規定に基づき変更したので、下記のとおり通知します。

記

１　造船・舶用工業事業者番号

２　造船・舶用工業事業者の名称

３　住所

４　代表者

５　造船・舶用工業事業者の分類

６　確認年月日

７　有効期間満了日

様式第６号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業事業者でなくなる旨の届出書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第７第１項の規定に基づき、造船・舶用工業事業者でなくなることについて、下記のとおり届け出ます。

記

１　造船・舶用工業事業者番号

２　造船・舶用工業事業者でなくなる理由

３　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第７号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書
（造船・舶用工業事業者用）

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第８の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

１　造船・舶用工業事業者番号（既に通知されている場合のみ）

２　造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れ見込み数
１号特定技能外国人（申請時点から１年後）：
２号特定技能外国人（申請時点から１年後）：
１号特定技能外国人（20〇〇年３月 31 日時点）：
２号特定技能外国人（20〇〇年３月 31 日時点）：

３　特定技能外国人に係る登録支援機関の活用の有無（有の場合は活用予定の登録支援機関名）

４　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第７号の２

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

# 造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入申請書
（造船・舶用工業事業者用）

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第８の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

１　造船・舶用工業事業者番号（既に通知されている場合のみ）

２　造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人の受入れ見込み数
育成就労外国人（申請時点から１年後）：
育成就労外国人（20〇〇年３月 31 日時点）：

３　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第８号

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書
（造船・舶用工業事業者用）

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第９の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　協議会構成員の名称

３　住所

４　代表者

様式第８号の２

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入通知書
（造船・舶用工業事業者用）

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第９の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　協議会構成員の名称

３　住所

４　代表者

様式第９号

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書
（造船・舶用工業事業者用）

○年○月○日付けで申請があった造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第６第４項の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　協議会構成員の名称

３　住所

４　代表者

様式第９号の２

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入（変更）通知書
（造船・舶用工業事業者用）

○年○月○日付けで申請があった造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入（変更）申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第６第４項の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の加入通知書を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　協議会構成員の名称

３　住所

４　代表者

様式第 10 号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名

造船・舶用工業事業者特定技能外国人受入れ状況報告

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 10 の規定に基づき、特定技能外国人の受入れ状況について、下記のとおり報告します。

造船・舶用工業事業者番号：　　（※１）

年　　月末時点の特定技能外国人受入状況

| No. | 氏名（※２） | 生年月日 | 性別 | 国籍・地域 | 在留カード番号 | 住居地（※３） | 業務区分（※４） | 「特定技能」資格直近の許可等の年月日 | 「特定技能」資格直近の許可等 | 技能水準の評価方法（※５） | 技能実習の職種 | 特定技能の試験区分 | 技能検定の区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

（注）以下の点に留意すること。
・列の追加は行わないこと。

（※１）様式第２号の造船・舶用工業事業者の確認通知書の「１　造船・舶用工業事業者番号」（「造」又は「舶」で始まる番号）を記載すること。
（※２）報告対象月末時点での在籍者のみ記入すること。退職者や一時帰国中の就労者については情報を削除すること。
（※３）以下の点に留意すること。
・住居地は１行で記入すること。
・郵便番号は記載しないこと。
・都道府県名を記入すること。
・アパート・マンションの名称については省略可。
（※４）２以上の業務区分を有する場合、現在従事している作業に関する業務区分を選択すること。
なお、業務区分については、必要に応じ、別紙「造船・舶用工業分野に係る特定技能制度の業務区分の読み替え表」を参照すること。
（※５）技能水準の評価方法について、
「技能実習」を選択した場合は、「技能実習の職種」に、
「特定技能試験」を選択した場合は、「特定技能試験の区分」に、
「技能検定」を選択した場合は、「技能検定の区分」に記入すること。

様式第 10 号の２

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名

造船・舶用工業事業者育成就労外国人受入れ状況報告

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 10 の規定に基づき、育成就労外国人の受入れ状況について、下記のとおり報告します。

造船・舶用工業事業者番号：　　（※１）

年　　月末時点の育成就労外国人受入状況

| No. | 氏名<br>（※２） | 生年月日 | 性別 | 国籍・地域 | 在留カード番号 | 住居地<br>（※３） | 業務区分<br>（※４） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |

（注）以下の点に留意すること。
・列の追加は行わないこと。

（※１）様式第２号の造船・舶用工業事業者の確認通知書の「１　造船・舶用工業事業者番号」（「造」又は「舶」で始まる番号）を記載すること。
（※２）報告対象月末時点での在籍者のみ記入すること。退職者や一時帰国中の就労者については情報を削除すること。
（※３）以下の点に留意すること。
・住居地は１行で記入すること。
・郵便番号は記載しないこと。
・都道府県名を記入すること。
・アパート・マンションの名称については省略可。
（※４）２以上の業務区分を有する場合、現在従事している作業に関する業務区分を選択すること。
なお、業務区分については、必要に応じ、別紙「造船・舶用工業分野に係る特定技能制度の業務区分の読み替え表」を参照すること。

様式第 11 号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書
（登録支援機関用）

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 11 の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

１　特定技能外国人に対する支援の委託契約を締結している又は締結予定である造船・舶用工業事業者の名称

２　特定技能外国人に対する支援の委託契約を締結している又は締結予定である造船・舶用工業事業者番号

３　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第 12 号

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書
（登録支援機関用）

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 12 の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

1　協議会構成員番号

2　協議会構成員の名称

3　住所

4　代表者

様式第 13 号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書
（登録支援機関用）

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 13 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（変更内容）

| 変更後 | 変更前 | 変更が生じた日 |
|---|---|---|
| | | |

様式第 14 号

番　　号
年　月　日

申請者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）通知書
（登録支援機関用）

〇年〇月〇日付けで申請があった造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書について、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 13 第３項の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　協議会構成員の名称

３　住所

４　代表者

様式第 15 号

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

# 造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会届出書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第 14 の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会を退会することについて、下記のとおり届け出ます。

記

1　協議会構成員番号

2　退会理由

3　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

4　その他変更内容
（変更内容）

| 変更後 | 変更前 | 変更が生じた日 |
|---|---|---|
| | | |

様式第15号の２

年　月　日

国土交通省海事局船舶産業課長　殿

法人名
住所
代表者の氏名

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の退会届出書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第14の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会を退会することについて、下記のとおり届け出ます。

記

１　協議会構成員番号

２　退会理由

３　連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

４　その他変更内容
（変更内容）

| 変更後 | 変更前 | 変更が生じた日 |
|---|---|---|
| | | |

様式第 16 号

番　　号
年　月　日

特定技能所属機関/登録支援機関　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会通知書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領〔第７第３項・第 14 第４項〕の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会から退会させることといたしますので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　退会者の名称

３　住所

４　代表者

５　協議会構成員の資格喪失年月日

様式第16号の２

番　　号
年　月　日

育成就労実施者　殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会の退会通知書

造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人及び特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領〔第７第３項・第14第４項〕の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る育成就労外国人に関する協議会から退会させることといたしますので、下記のとおり通知します。

記

１　協議会構成員番号

２　退会者の名称

３　住所

４　代表者

５　協議会構成員の資格喪失年月日